

太田・鳥之郷地域包括支援センター
「指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(介護保険指定番号 1000500023)

当事業所はご契約者に対して指定介護予防支援サービスまたは介護予防ケアマネジメントサービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

ご利用者が介護予防サービスや介護予防に資する保健医療サービス、福祉サービス等を適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご利用者が可能な限り居宅において自立した生活を営むことができるよう、ご利用者とそのご家族等の希望をお伺いして「介護予防サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
 - ご利用者の介護予防サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご利用者及びそのご家族等、介護予防サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、介護予防サービス計画の実施状況を把握します。
 - 必要に応じて、事業者とご利用者双方の合意に基づき、介護予防サービス計画を変更します。
 - 介護予防サービス計画作成等について、太田・鳥之郷地域包括支援センターと業務委託契約を交わした指定居宅介護支援事業所に業務委託することがあります。その場合も公正中立に業務を実施します。
- ※当サービス利用は、原則として要介護認定の結果、要支援1・要支援2と認定された方または事業対象者と認定された方が対象になります。



1. 事業者の概要

- (1) 名 称 医療法人財団 明理会
- (2) 所 在 地 群馬県太田市鳥山上町2357番地9
- (3) 代表者氏名 理事長 中村 哲也
- (4) 電 話 番 号 0276(55)2461

2. 事業所の概要

- (1) 事 業 所 の 種 類 指定介護予防支援事業所・地域包括支援センター
- (2) 事 業 所 の 名 称 太田・鳥之郷地域包括支援センター
- (3) 所 在 地 群馬県太田市鳥山上町2357番地9
- (4) 電 話 番 号 0276(55)2461
- (5) 介護保険指定番号 1000500023
- (6) 通常の事業実施地域 太田市太田地区・鳥之郷地区
- (7) 設 立 年 月 日 平成27年 4月 1日

3. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日から金曜日
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時15分
- (3) 休日 土・日・祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）

4. 職員体制

当事業所では、ご利用者に対して指定介護予防支援サービス等を提供する職員として、以下の職種の職員（常勤）を配置しています。

管理者 1名・保健師等 1名・社会福祉士等 1名
主任介護支援専門員等 1名・その他の職員 1名

5. 当事業所が提供するサービスと料金（契約書第3条～第6条参照）

当事業所では、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントとして以下の（1）～（4）のサービスを提供します。当事業所が提供する「介護予防サービス計画（ケアプラン）」の作成については、通常の場合料金は介護保険から給付されますので、ご利用者の利用料負担はありません。

（1）介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容

＜介護予防サービス計画（ケアプラン）作成の流れ＞

①事業者は、保健師その他の介護予防支援等に関する知識を有する職員（以下担当職員）に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

↓

②介護予防サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定介護予防サービス事業所等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正にご利用者やそのご家族等に情報提供し、ご利用者にサービスの選択を求めます。

↓

③担当職員は、ご利用者やそのご家族の置かれた状況等を考慮して、ご利用者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ介護予防サービス計画原案を作成します。

↓

④介護予防サービス計画を新規に作成する場合等には、ご利用者やご家族等、主治医、介護予防サービス計画作成担当者、介護予防サービス事業所担当者等によるサービス担当者会議を開催し、介護予防サービス計画原案について意見を求めます。

↓

⑤担当職員は、前項で作成した介護予防サービス計画の原案に盛り込んだ介護予防サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料金等についてご利用者やそのご家族等に対して説明し、ご利用者の同意を得た上で決定するものとします。

(2) 介護予防サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご利用者やそのご家族等と、指定介護予防サービス事業所等との連絡調整を継続的に行い、介護予防サービス計画の実施状況を把握します。
- ・モニタリングはサービス提供開始月及び6ヶ月に1回、評価期間終了月等に居宅等を訪問のうえ面接して行います。
- ・介護予防サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

(3) 介護予防サービス計画の変更

ご利用者が介護予防サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が介護予防サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご利用者双方の合意に基づき、介護予防サービス計画を変更します。

(4) 介護保険施設等への紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご利用者が介護保険施設等への入所を希望する場合には、介護保険施設等への紹介その他便宜の提供を行います。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う担当職員

サービス提供時に、担当職員を決定します。

(2) 担当職員の交替（契約書第7条参照）

①事業者からの担当職員の交替

事業者の都合により、担当職員を交替することがあります。

その場合は、ご利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②利用者からの交替の申し出

選任された職員の交替を希望する場合には、当該職員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して担当職員の交替を申し出ることができます。ただし、ご利用者から特定の担当職員の指名はできません。

(3) 個人情報の利用について

ご利用者の個人情報については、別紙「個人情報使用」に基づいて使用し、情報漏洩がないよう、十分留意いたします。

(4) 入院時における医療機関との連携

ご利用者は、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合は、担当職員の氏名及び連絡先を、当該病院又は診療所に伝えていただきます。

(5) 指定介護予防サービス事業者等の紹介や説明

ご利用者は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を受けるに当たり、複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めるこことや、当該事業所を介護予防サービス計画等に位置付けた理由について説明を求めることができます。

7. 苦情の受付について（契約書第16条参照）

太田・鳥之郷地域包括支援センターに対する苦情等は下記の窓口で受け付けます。
太田・鳥之郷地域包括支援センター
電話 0276（55）2461

その他の苦情受付機関

- (1) 太田市役所 介護サービス課
所在地 太田市浜町2番35号
電話 0276（47）1856
- (2) 群馬県国民健康保険団体連合会
所在地 前橋市元総社町335番地8
電話 027（290）1363
- (3) 福祉サービス運営適正化委員会（群馬県社会福祉協議会内）
所在地 前橋市新前橋町13番地12
電話 027（255）6669



介護予防支援サービス等の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

太田・鳥之郷地域包括支援センター

説明者氏名 木村 晋也

印

（指定居宅介護支援事業者） 所在地

事業所名

担当ケアマネジャー

印

※指定居宅介護支援事業者欄は、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント利用契約書第8条の規定により指定居宅介護支援事業者に介護予防ケアプランの作成業務の委託を行う場合（契約の代行を含む）のみ記入

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護予防支援サービス等の提供開始及び個人情報の使用について同意しました。

令和 年 月 日

利用者住所 群馬県太田市
氏名

署名代行者住所
氏名